

○さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例

平成 24 年 12 月 27 日

条例第 93 号

人にとって、歯と口腔^{くわう}は、食事や会話など生きていく上で基本的かつ重要な機能を担っており、歯と口腔の健康づくりは、適切な食習慣を確立し、いくつになっても元気に食べ、会話をすることができるような環境を整えることによって、生活習慣病の予防とともに、心身ともに健やかで豊かな生活につなげることができます。

歯科口腔保健は、妊娠期にある女性とその家族の理解と関心を深めることに始まり、乳幼児期から学齢期、成人期を経て高齢期に至るまでの、それぞれの時期における特性や健康状態等に応じた適切かつ継続的な施策の実施が必要となります。

市民一人ひとりが、家庭、学校、職場及び地域において歯科口腔保健に取り組むとともに、社会全体として歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進し、生涯にわたって明るく健康に暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号)第 2 条に規定する基本理念にのっとり、市が推進する歯科口腔保健に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者等、保健等業務従事者等、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本的な事項を定めること等により、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等業務従事者等 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の歯科医療等業務に関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。

- (6) 8020 運動 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした歯科保健活動の推進のための取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務)

第 5 条 歯科医療等業務従事者等は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図り、適切にその業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 66 条第 3 項に定めるもののほか、その使用する労働者の歯科口腔保健の推進を図るため、その使用する労働者が定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。次条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることができるよう職場環境の整備その他の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(以下「歯科検診」という。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けるこ

とにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項等)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識の習得及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な事項
- (2) 市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な事項
- (3) 乳幼児期における歯科疾患の早期発見及び早期治療並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るために必要な事項
- (4) 学齢期における歯科疾患の予防及び早期発見並びに食育により培う健康な生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康状態の自覚を促すために必要な事項
- (5) 妊娠中における歯科疾患の予防及び早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (6) 高齢期における口腔機能の低下による誤嚥性肺炎、窒息事故等を防止するため、保健、医療及び社会福祉の関係者との連携による口腔機能の維持及び向上のために必要な事項
- (7) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (8) う蝕^{しよく}予防のためのフッ化物の応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進及び個人間におけるう蝕^う罹患の格差の是正を図るために必要な事項
- (9) 主治の歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたって口腔機能を維持するために必要な事項
- (10) 歯科口腔保健を通じた児童虐待の早期発見に寄与するために必要な事項
- (11) 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、循環器疾患その他の生活習慣病対策及び喫煙による影響対策の推進に必要な事項
- (12) 8020運動や歯と口の健康週間等を活用した、生涯にわたる歯科口腔保健についての関心と理解を深めるために必要な事項
- (13) 市民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施並びに歯科医療等業務

従事者等及び保健等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う口腔保健支援センター整備の検討その他の歯科口腔保健に関する施策の推進を図るための体制の整備に関し必要な事項

(14) 災害時における口腔内の衛生確保のための歯科検診、歯科保健指導等の応急的な措置の実施に関し必要な事項

(15) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要と認める事項

2 市長は、前項各号に掲げる事項を基本とする施策の策定に当たっては、市民、歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第9条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歯科口腔保健審議会)

第10条 市長の諮問に応じ、歯科口腔保健の推進に関し調査審議するため、歯科口腔保健審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 歯科医療等業務従事者等
- (3) 保健等業務従事者等
- (4) 公募により募集した市民
- (5) 市職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、調査審議事項について、その都度必要と認められる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

7 臨時委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、当該特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

8 審議会は、第1項に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要と認める重要な事項について、市長に建議することができる。

9 審議会の庶務は、保健衛生局において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。